

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第189号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年6月21日 20時25分ごろ	
発生場所	愛媛県伊方町 佐田岬 灯台から真方位204° 700m付近 (概位 北緯33° 20.2′ 東経132° 00.8′)	
事故等調査の経過	平成21年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第八福栄丸、19トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 EH2-8361（漁船登録番号）、株式会社福栄水産</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 甲板員、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底キール部にき裂を伴う擦過傷、船尾シューピース部FRPはく離及び推進器翼曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約2.4mの喫水で、佐田岬南方沖を速力10.5～11.0ノットで南進中、平成21年6月21日20時25分ごろ、黄金箸付近の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南、風力 1、視程 約200～300m 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 南流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、佐田岬南方沖を航行中、単独で船橋当直中の甲板員が、霧で視界が制限される状況下、黄金箸が存在する方向を確認しなかったため、黄金箸に向かっていていることに気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員は、黄金箸の西側を通過できると思い込んでいたことから、黄金箸が存在する方向を確認しなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、船橋当直者に視界制限状態になったときの措置について指示していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員は、視界制限状態になったことを船長に報告しなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員は、視界制限状態になった場合には、報告するよう指示を受けていなかったこと、及び付近海域を航行した経験が数多くあり、黄金箸の存在を知っていたことにより、船長に報告しなかつ</p>

	た可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、霧により視界が制限される状況において、本船が佐田岬南方沖を南進中、単独で船橋当直中の甲板員が、黄金簍が存在する方向を確認しなかったため、黄金簍に向かっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。